

# 教区会議員選挙における選挙運動について

## 選挙運動とは

一般的に選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得しめるために直接又は間接に行うあらゆる活動をいいます。また、同様の目的で、特定の候補者の投票を得しめないために行う活動も含まれます。

宗門の選挙制度では、選挙の公正・公平を保つため、条例により様々な規制や禁止行為を定めており、これに違反した場合は、当選の取り消しや懲戒に処せられる場合があります。

## 選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者自身が立候補届を提出した後から、期日前投票が行われる日の前日（4月16日）まででなければなりません。

## 選挙運動ができる者

選挙運動は、各選挙区の選挙管理会に届け出て受理された候補者、選挙事務長及び選挙運動員でなければなりません（選挙事務所の労務を含む）。

候補者は、届出受理後に選挙区の選挙管理会によって告示されます。

また、選挙事務長及び選挙運動員は、選挙運動中は選挙管理会が発行する届済証明書を常に携帯し、要請があったときはこれを掲示することが義務付けられています。

※届出事項以外の肩書（所属団体の役職名など）を利用した選挙運動はできません。

★次の役職にある者は、選挙事務長及び選挙運動員になることができません

- ① 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- ② 宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く）及び査察委員
- ③ 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員
- ④ 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

## 選挙運動の方法

### ① 郵便、印刷物を用いた選挙運動

・次に定める普通扱いの通常郵便物の発送

ア：第一種定形郵便物

イ：郵便書簡（ミニレター）

ウ：市内特別定形郵便物

エ：第二種通常ハガキ

※速達・書留・特定記録等、「普通扱い」以外の郵便物は認められません

・選挙事務所における印刷物の掲示

## 禁止されている行為

候補者、選挙運動者の有無を問わず、選挙に関し、「投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的」で行う次の行為は懲戒対象の行為として禁止されています。

- ・金品の贈与又は飲食物の提供及びその約束等
- ・身分又は財産上の利益や公私の職務の供与及びその約束等
- ・戸別訪問や呼び出し
- ・法要その他の集会での演説又は勧誘
- ・選挙の自由の妨害
- ・運動ができない者が選挙運動をすること、又はこれをさせること
- ・選挙運動として認められた行為以外の方法による郵便、電報その他文書又は印刷物の発信（電話、インターネット、メール、SNS 等を含む）や配布
- ・選挙事務所以外の場所での印刷物の掲示
- ・候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること
- ・予想をするための人気投票や予選など
- ・選挙運動期間外の運動
- ・当選又は落選に関する挨拶行為
- ・選挙事務長、選挙運動員及び選挙事務所の設置に関する規定違反

※選挙運動についてご不明な点は、選挙管理会にお尋ねください。